



平成 26 年 2 月 10 日

各位

会社名 日産車体株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡辺義章
(コード番号 7222 東証第 1 部)
問合せ先 広報室長 色摩隆一
(TEL 0463-21-8001)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 10 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部変更について下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の一層の向上を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 26 年 3 月 1 日

(参考) 平成 26 年 3 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示しております)

現行定款	変更後
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする</p> <p>(附則)</p> <p><u>第8条の変更は、平成26年3月1日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前通り次の通りとする。</u></p> <p><u>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする</u></p> <p><u>なお、本附則は、当該効力発生日をもって削除する。</u></p>

(3) 変更の効力発生日

平成26年3月1日

以上